

規 則

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期日
を定める規則をここに公布する。

平成二十九年三月十日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第八号

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部の施行期
日を定める規則

埼玉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十八年埼玉
県条例第二十九号）附則第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二十九年三月十九
日とする。